

平成 27 年度 第 3 回八幡市子ども・子育て会議

会議録

平成 27 年 10 月 15 日（木） 午前 10 時 00 分～

八幡市文化センター 3 階 会議室 3

1 開会

会長：ただ今より、平成 27 年度第 3 回八幡市子ども・子育て会議を開催いたします。

事務局：(委員の出欠の確認) (資料の確認)

会長：それでは議事に入ります。

2 「八幡市子ども条例」に関するアンケート調査結果（中間報告）について

会長：八幡市子ども条例に関する子ども向けのアンケート調査について、前回の会議において単純集計の報告を受け、分析結果の中間報告としてまとめたものが、資料 1 となっています。これについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございました。資料 1 についてご意見等をお願いします。

自己肯定感について、いろいろな違いがはっきりとでていると感じました。自己肯定感が低いからそのような状況なのか、そのような状況だから自己肯定感が低くなるのかわかりません。

その他の観点以外からでも、ご意見をお願いします。

事務局：(補足説明)

事務局：30 ページ問 6 で子ども自身のことを聞いています。①に「自分のよいところを知っていて、自分のことがすき」という項目がありますが、これが自己肯定感です。この設問に対する回答と、他の設問の回答がどのような関係になっているかということ、今回、分析しました。問 6 ②以降、問 8 までのすべての項目に、①との強すぎるほどの関係性がみられるということです。他の項目でも、問 13 以外は関係性がみられるということです。基本的に自己肯定感というものが 1 つのキーワードだったということがわかります。

また、他の項目同士の関係性や「子どもの権利」と他の項目についても、次回までに分析してご報告をさせていただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。その他何かご意見がございましたらお願いします。

委員：39 ページの家族との関係について、前回、③④⑤に関して、八幡市ではどのように

特徴を出していくのかという議論がされたと思います。

事務局：特に重要な視点だということで、今回、入れています。家族から愛情を受けないとか、期待されない、信頼されていない等の項目と、自己肯定感に関係性があるということが明らかになりました。子どもが育つ過程で、そのようなことが大きな影響を及ぼすということが考えられます。このことは家庭だけでなく、学校や園での先生方との関わりの中でも同じことで、愛情をもち、期待し、信頼していただければ、子どもたちの自己肯定感が高まるということです。逆に、信頼も期待もせず、愛情も注がれなければ、負の状況になりやすいということだと思います。学校や家庭について、学校の部分では、そのような設問はしていませんが、子どもは生活の3分の1を学校や園で過ごしているので、その影響力は大きいと思われますし、保育園であれば過ごす時間はより長くなります。今回のアンケート結果からみると、子どもに愛情を注ぎ、期待と信頼をするということがポイントだと考えています。

委員：集団の中でとても大事なことだと思います。働きかけの大切さを強く感じましたので、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

会長：それははっきりと出ていると思います。家族や周囲の大人の思いと子ども自己肯定感の関係は強いということです。特に家族との部分では差が大きくなっています。このように数字で示されると、改めて重要性が見えてきて、問題点が明確になるかと思います。

委員：高校生の自己肯定感が低いのは当然かもしれません。年齢が上がれば悩みも多くなります。中学生は「やや思う」と「そう思う」の区別をどのようにつけているのでしょうか。例えば④「家族から信頼されている」という設問の回答は、「やや思う」が多くなっています。親に小言を言われて反発や口答えするようなことは日常的にあるかと思いますが、そのような場合に子どもたちはどのように思い、このような設問にどのように回答するのでしょうか。

事務局：直接高校生に聞いたというわけではありませんが、選択肢は大きく3つで、「そう思う」「あまり思わない」「どちらでもない」というような感覚かと思います。年明けの1月5日に、小中高校生の代表が集まり、子ども会議がありますので、その中で、この調査結果を受けてどのように思うかを、ぜひ聞いてみたいと考えています。高校生については、市内すべての高校生ではなく、京田辺高校の生徒にアンケートしました。32 ページの校区別のデータの一番下に、「市外」という項目がありますが、これは京都八幡高校では240人の高校生が市外から通学しているということです。割合だと36%です。この回答が「そう思う」という全体の割合を引き下げる原因にもなっているかもしれません。誤解を恐れずに言うと、希望して高校に通って

いるというよりは、しかたなく通っている子どもも多いと学校からもお聞きしています。そういったことも一部、高校生の結果に影響しているのではないかと考えています。

会長：「やや思う」という解釈は難しいですが、「そう思う」とは答えられないというニュアンスがあるかもしれません。逆に、「家族から信頼されている」という設問に「あまり思わない」「思わない」「わからない」と答えた子どもは半数以上で、他の項目にくらべて否定的な考えをもつ子どもが多いということになります。これも問題の1つだと感じました。

委員：今の結果を1月の子ども会議で取り上げることで、「やや思う」と「そう思う」の微妙な違いや、子どもたちの思いが見えてくるかと思えますので、ぜひ吸い上げていただきたいと思えます。とても知りたいと思えます。

会長：重要なご意見だと思えます。数字だけでは出てこないことも聞ける機会ですので、ぜひお願いします。

委員：どの子どもが「やや思う」と答えるのか「そう思う」と答えるのかを調べて明らかにすることが、統計に影響があるのですか。分析することに役立ちますか。

会長：どこで区切るかということは直接、分析には影響を及ぼさないかと思えます。

委員：先生や親が行なう個別の対応では、どう思っているかということは必要だと思えますが、傾向をつかんだり、統計をとったりするためにはそれほど役立たないと思えます。調査としては、同じような言葉や同じような表現にどのように回答したかという事実だけを表示すればよいと思えますが、いかがですか。今の段階では、この数字をもとにして考えるということではよいかと思えます。

会長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：統計的な視点からの補足をさせていただきます。ご意見のとおり、回答の項目の「そう思う」と「やや思う」に関しては、非常に個人差がある項目です。同じような状況でも、人により「そう思う」を選ぶ場合も「やや思う」を選ぶ場合もあると思えます。今回の分析でも「そう思う」と「やや思う」の回答は一体的にとらえ、自己肯定感の高い人は「そう思う」と「やや思う」を合わせた人としていますし、低い人は「あまり思わない」と「思わない」を合わせた人として算出しています。統計上では「そう思う」と「やや思う」を明確に線引きすることは難しいと思えます。

会長：ありがとうございます。統計上はそのように分析せざるを得ないということですし、そのような傾向で捉えていくということだと思えます。現場で個別に対応する場合と違い、統計上で「そう思う」と「やや思う」の境界について細かく議論すること

はあまり生産的ではないということです。

会長：その他、ご意見等はございますか。分析結果についてでも結構です。

委員：この結果を見させていただき感じたことは、八幡市の条例ですが校区で見るといろいろな面で地域性というものが出ているということです。条例をつくっていく中で、地域性というものも考慮するとよいと思いました。

事務局：今回の調査は学校や園に協力いただきました。前回の議論であったように、八幡のエリアを決める際は中学校区とするのがよいという考え方もあります。今回は子ども条例ということで、子どもの権利に関する部分ですので、学校からもどうしても校区ごとのデータとしての子どもの意見がほしいということでした。偏っていませんので、保護者も校区ごと、小中高校生も校区ごとという形で、各地域の傾向をみるということです。それぞれの学校での取り組みに生かしていただければよいかと思います。学校には64ページの形で、それぞれの項目で整理した上で、お返ししたいと考えていますので、ご活用ください。

会長：校区別ということです。これも地域の特性を考える上で重要なことだと思います。他にはご意見等ございませんか。では、アンケート調査に関してはここまでとします。引き続き、分析をよろしくお願いします。

3. 八幡市子ども条例の構成案について

会長：2つ目の議題に移ります。子ども条例の構成案について、資料2にまとめていますので、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございました。まず、下線が入っている項目についてご意見をいただきたいと思いますが、それ以外の項目についてでも結構です。ご意見をお願いします。では、まず下線が入っている項目ということで、前文に関していかがでしょうか。

委員：確か前回の会議で、「子どもも役割を担っていく」ということが書いてある他市の例をみたように思いますが、子ども条例を策定するにあたり、前文で、「大人が子どもを守っていかなければいけない」ということを前提とするのか、それとも「共に生きていく」ということを表明するのか、どちらでしょうか。

会長：子どもの役割ということに関しては、後ろのほうでも出てきます。守るということだけでなく、共に生きていくという考え方もあると思いますが、そのようなことに関しては前文でお示しできるとよいと思います。

事務局：基本的には理念は条文の中に入りますので、そこに集約されるものだと思います。

さらにそれぞれの項目、例えば「子どもの権利」というときに、「自分らしく育つ権

利」と表現にするのか、「守られる権利」「自分を守り、守られる権利」という表現にするのか、文言によって八幡市のスタイルが決まると思います。単に大人が子どもを守るという感じにするのか、1人の人間として自分自身を守り、他者の権利を守るという考え方にするのか、今後も議論をしていただく重要なポイントになるかと思います。条例とは法律ですので、だれにでも同じ解釈にならなければいけませんので、そのような意味で専門的な視点が必要です。ここで議論していただいたものが実際に条文化する際にどのようになるかは、専門的な話になりますので、今日以降、専門家に協力していただこうと考えています。いずれにしても八幡市民として大人の視点に立つのか、子どもの視点に立つのか、文言が決まってくるかと思えますので、この会議で十分な議論をしていただけるとありがたいと思います。

会長：そのようなことであれば、前文をつけて考え方を示すということがよいと思います。

委員：私は目的と基本理念が明らかにされるのであれば、前文はいらないと思います。なるべく簡単にするという手法です。仮に、前文が必要だということだと、なぜ条例をつくるのかという時代の背景を書くことになるかと思えます。子どもに対しては、いつの時代でも必要だという絶対的な視点があるべきだと思いますので、あえて前文を載せる必要はないと考えます。

会長：ありがとうございます。目的と基本理念にきちんと八幡市の考え方を盛り込めば、前文はあえて必要ないというご意見です。いかがでしょうか。

委員：私もどちらかというとならないと思います。時代も変わりますし、理解できないような事柄も起きている昨今ですので、基本的な大事なことを明記して、余計なことを振り払っていくという考え方がふさわしいかと思えます。

会長：ありがとうございます。他にご意見はございませんか。これはまだ決定ではありませんが、前文はつけないというご意見をいただきました。

では、次に進みます。2章は2か所あります。1つ目は「4つの権利以外に「必要な支援」を受けられるよう条文に記述する必要があるが、権利の項目として記載するか、支援の項目として記載するかを検討・協議が必要」ということです。いかがでしょうか。

事務局：ここは前回の会議でご指摘があった部分で、議論の中では何らかの形で入れる必要があるという話がありましたので、今回はとりあえず、権利のところに出しています。紙面をめくっていただき、◎の3つ目「社会的支援の必要性の高い子どもの支援」にも、あえて挙げています。どちらに起こしていくのかを決めていただきたいと思います。これは前回の宿題でもあります。

会長：必要な支援というものは、具体的には「社会的支援の必要性の高い子どもの支援」

ということです。これについては、前回、別の項目をたてて情報化すべきだというご意見もありました。いかがでしょうか。

アドバイザー：前回もお話ししたかもしれませんが、例えばユニセフですと、40ある子どもの権利条約を大きく4つに分けています。4つのどれか1つが欠けても子どもは生きられないということで、4つがセットだということを伝えています。前回、差別や少数者へのさまざまな配慮は守られる権利に入ると答弁をさせていただきました。

会長：ご指摘いただきましたので、4つ以外の権利として付け足すよりも、具体的な支援の項目としてお伝えしていくほうが、すっきりとするかと思えます。権利とすると、この4つの権利と齟齬が生じるかもしれませんので、権利としては、この4つとします。

会長：では、2つ目は「子どもの役割について」です。これは先ほどの基本理念に関わってきますが、基本的には子どもを守るという意味合いがある状態で、子ども自身に役割を記載するか否かということです。奈良市の例では、子どもの役割に触れている条文はありますか。

アドバイザー：奈良市の場合は、子どもの権利条約に書かれている内容を子どもたち一人一人に実現していくということと、ここに書かれていることは他の子どもたちを守っていく役割もあるということで、他者の権利の尊重という形になっています。0歳から18歳という幅広い年齢の中で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「聴いてもらえる権利」はセットですが、学校現場では高校、中学では言いたい放題になるという危険もあります。「参加する権利」の中には、「いずれ市民として役割を担っていくということ」と「他の権利を守るということ」があれば、私の考えでは「参加する権利」の中に「当てにされる」「いずれ市民になり成長していく」という部分があり、「他者の権利を守る」ことに関する役割を2章に子どもの役割を置くと、3章の役割と並んでしまいますので、基本的に「こどもには4つの権利があり、その中で1人の市民として育ち、他者の権利も守らなければいけない」という表記でよいと思えます。ここに役割を入れるのは、少し抵抗があります。

会長：ありがとうございます。次の章に入れるのか、他の視点でどこに書き込んでいくか、あえて子どもの役割として別立てにする必要があるのか、ご意見があればお願いします。

委員：アドバイザーのお話で納得しました。

アドバイザー：子ども条例の子ども版をつくりませんが、子どもはどんなことが守られているのか、例えば、ミルクを飲んで育てられるということは役割ではないです。ある

いは、パキスタンのマララさんは女の子だという理由で学校に行くことを諦めています。そのような子どもたちに「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「聴いてもらう権利」があるということ、まず書かないといけないと思います。豊中子ども版をつくったときに、何が守られているのかわかりませんでした。大人の役割だけが書いてあり、子どもの何が守られるのか、何をしなければいけないのかが見えませんでした。今回、4つの権利を書いていただくことでとても分かりやすいと思います。他には、他の権利も守っていくということも書かなければいけないと思います。

事務局：今のお話を聞いていて、この部分の問題提起のしかたが少しよくなかったと思いました。まず、役割を条例に記載するのか否かということですが、記載する場合は第2章に入れるのか、第3章に入れるのかという検討も含めてお願いしたいと思います。今、アドバイザーからお話がありましたように、第2章では、当然、子どもの大切な権利の保障を求めることができるということですが、それと同時に他者の権利を尊重することができるということです。このような方法で、第2章に入れるのか、入れないのか、他者の権利の尊重も役割に含めるのか、含めないのか、含める場合はどこに入れるのか、それとは別に、子どもの役割というような形で、第3章に載せていくのか、いかがでしょうか。

会長：ありがとうございます。

委員：0歳の子ども等は、存在そのものが役割だと思います。ここにいてくれるだけで十分に役割を果たしていると思います。私どもの地域では、夏になると子どもの鳴き声が通ります。そのような場合は、よく叱られているなということが周りの人にも感じられます。子どもが果たす役割は言葉で表せるものなのではないでしょうか。そうだとすれば、「参加する権利」ということで、「存在していること」が参加することになるのでしょうか。声を挙げられない子どもを、どのような形でどう守っていくのかということです。子どもにとっては生きていく権利も大切です。

会長：ありがとうございます。あえて役割ということで載せることもないというご意見です。

委員：子どもの誕生が待ち遠しくて大切に育てていこうという家庭には、このような条例は必要がないのです。しかし、条例をつくるのはマイナーだけれども深刻な問題を引き起こす家庭のために、という側面があるという気がします。親が及ぼし得る子どもへの損失を、できるだけ発生させないことを考えていこうという事を感じています。一方で、市民が等しく同じ条例のもとに活動しようとするのであれば、できるだけ前向きな条例をつくり、大切に育てていくということです。文面の中にそれ

を感じさせていくようなものをつくらないといけません。子どもが自分の意志に関わらず不利益を被ることがないように、それを見越してつくる必要があると思います。

委員：そうするとセーフティネットという考えだけではこの条例は残念なものだと感じます。もう少し前向きにいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：おっしゃりたいことは分かります。今の世の中で最低限これだけはやっていこうというものを共通でやっていこうとすると条例という手法しかないという、一種の限界を感じています。

委員：そうなってくるとターゲットが決まると思います。

会長：もちろん具体的には決まってくる部分はあると思います。

事務局：名言をいただきありがとうございます。子どもはいること自体が役割だということ、条例そのものは前向きにすべきものではないかということです。事務局としてはありがたいご意見です。今回、条例に関しては、基本的には法律ですので、つくればそのままずっといくものです。役割の1つとしてセーフティネットは最低限、市民として守ろうという共通項です。そして、どこを向いて八幡市は歩いていくのかという理念も必要になってきます。これをどのように文章化するかというところにテクニックが必要になってきますが、できるだけシンプルな形にしたいと考えています。事業計画の項目についての議論はしていただきましたが、5年間の期限で、5年ごとに見直しします。絶えず、その時代に八幡市の現状を踏まえた事業計画を策定していくということで、その大元がこの子ども条例というものです。実際の施策、事業計画を策定する際は、当然、その時代背景を反映したものにつくりあげていく必要があるということです。計画の条例とは切り離して考えていただければありがたいと考えています。

会長：ありがとうございます。第1章、第2章でも表現しようと思えばできますので、その工夫は必要だと思います。前向きな部分を表現していくのは、やはり1章か2章かだと思います。そこは文言についての議論もしていける部分かだと思います。ずっと残るものですし、八幡市がどのような姿勢なのかも表れるかだと思います。この子どもの役割に関しては、とても重要で、全体に関するご意見だったと思います。別項目を立てて打ち出すことはする必要がないというご意見がでていますが、これは最終的なものではありませんので、このようなご意見を踏まえて、どのような項目立てをしていくか検討願います。

では、先に資料に波線が入っている部分を申し上げます。

事務局：先に補足させていただきます。イメージとしては個人情報です。現行の個人情報

条例では、基本的に第三者に情報提供できないということです。ただし、子どもの健全育成に関しては、その項目については第三者に情報を提供することができます。現在の解釈では、例えば非行行為を子どもが起こし、学校が児童相談所に子どもの情報として、氏名や住所、生年月日等を教えることには抵触しないということです。それは最悪の状況ですが、支援が必要な子どもに関しては、その情報は現行ではほとんど共有化されていません。虐待があった場合は、当然、情報は共有されていますが、支援が必要な子どもの場合は、原課または学校や園からの情報を提供、共有するという形ができていません。ですから、虐待が起こってしまい、子どもにとってどうなのかは、情報が共有化されなければわからず、一切支援はできないという現状です。その点について、どのようにしていくのか、ぜひ議論をお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございます。個人情報の扱いと言いますか、適切な支援をするために必要な情報が提供されなければ、支援自体が難しいということです。その項目をどうするかということです。いかがでしょうか。これは項目化していったらどうかという想定案ですね。

委員：例えば、虐待の場合だと1人では解決できない状況がでてきます。そのようなときに集まって検討する人たち、例えば、身近にいる保育園の先生などと情報を共有することは、今も行っていますよね。個人情報をどこまで公開するかを議論すると捉えてよろしいですか。

委員：そこまでというのは内容的なことですか。

事務局：「だれが」という部分です。「何を」ということで、子どもについても、すべての子どもについて情報を共有しようということではなく、どのような制限をかけるのかを考えると、実際に共有化できているのは虐待、非行の2点だと思います。特別に支援の必要のある子どもたちや障がいのある子どもたちについては、園から小学校には直接は情報提供できません。あくまでも、親御さんを介するか、事前同意が必要です。では、その状況で支援をきっちりに行えるのかといえば、なかなか難しいのです。親御さんは、せめて小学校に入るときは、真っ白な状態でみてほしいという思いがあるようです。しかし、発達の継続性をきちんと押さえておかないと、支援する側は一から探りを入れてやっていくことになり、結果的に支援に時間がかかってしまいます。それが子どもにとってよいのか否か、ぜひご議論をお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございます。どの範囲にするかということが難しいと思います。すべての子どもたちではなく、そのような状況にある子どもたちに限るということだと思

います。

委員：こういう条文が入らないと、実際には何もできないということだと思います。

事務局：現状ではできていません。

会長：条文に盛り込んでいくことで、必要な情報を共有できるということです。

委員：いじめとか虐待については非常に緊急性が高いので、情報を収集する時間を省いて対応しましょうということが受け入れられるのだと思います。子どもを育てる場面では緊急性が高いのか低いのかを認識して、高いと判断すればそのように対応すればよいと思います。私は、子育てとは刻々と過ぎていく時間の中で行われるものだと考えていますので、必要となれば情報を共有していただき、最善を尽くす体制が容認されると思います。

会長：ありがとうございます。他に気になるところはございませんか。

委員：私も同感です。身近な母親や子どもをみていて、この子には必ず養育が必要であろうと感じた子どもさんで、適切な療育を受ければスムーズな生活がもう少しスムーズにいくと思われても、それを保護者が認めなければその子どもさんは療育を受けることはできず、そのままなのです。学校でもずっとトラブルが起こる状態であったりしています。園や小学校、教育委員会や子育て支援課で何らかの手助けをしていただければ、その子どもさんはもっと早くよい方向に向かえると感じるが多々あります。ぜひ必要な情報を共有していただきたいと思います。

会長：具体的なお話をありがとうございます。そういう意味でも、この部分を書きおくことが重要になってくると思います。

今日の時点では、最後の情報共有に関しては、できましたら条文に入れていきたいということです。

他の部分でもご意見はございませんか。

委員：1つ前に子どもの権利について議論しましたが、一般的には権利は義務が伴うものです。子どもに関しては、いかがでしょうか。子どもは義務を負うもののでしょうか。

事務局：今日の議論を踏まえまして、4つの権利をきっちりとするということと、役割に関しては子どもとしてできることはけなければいけないということが言えると思います。子どもとしてできることとは、他の人の権利を尊重するということだという議論が先ほどもありましたが、それは必要なことだと思います。それに加えて、市民として大人になるにつれ、何らかの形で義務を負うということと、どのような表現で条例の中でうたっていくのかが、次回までの検討事項だと考えています。本日のご議論でアウトラインができましたので、次回に原案という形でお示しして、具体的な議論をお願いしたいと思います。義務とは役割以前のものだと考えています。

会長：義務と役割をどのように表現していくのか、義務が前にくると不自然な感じになるかもしれません。次回ご提案していただけるということで、よろしくお願いします。
他にご意見はございませんか。

委員：人権の尊重に関わってくると思うのですが、八幡市では最近外国籍の子どもの入学が増えてきています。このようなことをどのような文言で入れていくのかということ調べてみたら、「多文化家庭」と呼んでいるところがありました。これは日本ではなく、他の国の表現ですが、自国とは違う文化をもつという意味です。この多文化家庭の児童、生徒を守っていくということで、子どもたち同士でも認め合っていくということを盛り込んでいく必要を感じています。

会長：私の知っている例では韓国とのハーフの家庭があります。他の自治体では、外国に
いる子どもや色々な言い方を知っています。確かに、そのような子どもに関する文言はでてきません。入れるとすれば、社会的支援かもしれません。どのような表現にするのかという問題もあります。

委員：やはり、ハーフの子どもも入れていくべきだと思います。見た目が日本人の子どもと違
うと、どうしても嫌われてしまったりという現状もあると思うのです。

会長：おっしゃる通りだと思います。文言を検討していただきたいと思います。ハーフと
いう表現ではなく、ダブルという表現をする場合もあります。半分ではなく倍にな
っているということで、それも1つの考え方です。そういう外国籍の子どもたちに
関する項目も必要だというご意見です。

その他にご意見はございませんか。では、時間になりましたので、ここまでとしま
す。たくさんの貴重なご意見をありがとうございます。まだ策定途中ですので、次
回に詳しい原案をお示しいただき、それに関してご意見をいただきたいと思い
ます。
よろしくお願いします。

4. その他

事務局：本日はありがとうございました。次回の子ども子育て会議は11月24日の火曜日、
午前10時より、こちらの会議室で開催する予定です。またご案内をさせていただきます
ますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

会長：それでは、これもちまして第3回八幡市子ども・子育て会議を終了いたします。
本日はありがとうございました。